

～日本脳炎ワクチンの定期接種に関するお知らせ～

令和3年度において、日本脳炎ワクチンの供給量が減少し、出荷量の調整が行われます。そのため、供給量が安定するまでの間、日本脳炎の接種については、第1期初回(1回目と2回目)対象児にのみ、ご案内します。ご理解とご協力をお願いいたします。



令和4年度に案内

- *1期初回接種を終了し、1期追加接種の対象児
- *2期接種対象の小学4年生(H23年度生)

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が罹患し死亡または重篤な傷病を負った場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれ下記の要件に該当する場合は、申請により国民健康保険税の減免を受けることができます。

- 【対象1】 死亡・傷病…新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が罹患し死亡または重篤な傷病(1か月以上の治療を要するなど症状が重い状態)を負った場合

減免額	全額免除
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書や医師の診断書(1か月以上治療が必要な旨が記載されたもの)等 申請者の本人確認ができるもの

- 【対象2】 収入の減少…新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入の減少が見込まれ下記の要件すべてに該当する場合
- ① 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ② 前年の所得の合計金額が1000万円以下であること。
 - ③ ①以外の収入について、前年所得の合計金額が400万円以下であること。

減免額	一部を減額
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿、確定申告書(収支内訳書)、給与明細、源泉徴収票等(主たる生計維持者(世帯主)及び同一世帯の被保険者全員の前年所得がわかるもの。また、主たる生計維持者(世帯主)の令和3年中の収入金額がわかるもの。) 廃業等届出書等(廃業の場合) 雇用保険受給資格者証等(失業の場合) 保険金・損害賠償等により補てんされるべき金額がわかるもの(補てんされるものがある場合) 申請者の本人確認ができるもの

国民健康保険税決定通知書が7月中旬にお手元に届きます。申請や減免対象になるかどうかなどのご相談はそれ以降にお願いします。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841 中津地域振興課 ☎23-9503
美山地域振興課 ☎23-9505 寒川出張所 ☎58-0001

新型コロナウイルス感染症の影響により 令和3年度分介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡した場合や、収入が一定程度減少した場合等で、介護保険料や後期高齢者医療保険料の納付が困難になった場合には、徴収猶予や減免の制度がありますので、ご相談ください。

介護保険料については、保健福祉課まで。

後期高齢者医療保険料については、保健福祉課または後期高齢者医療広域連合まで。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

こんにちは!

地域包括支援センターです。

コロナ禍で外出する回数が減り、身体を動かすことも減っていませんか?

ZTVで毎日楽しくおうちで体操を放送しています。体操ができなくても懐かしい音楽をきけば昔のことを思い出します。「小学校や中学校の運動会で踊ったよね」「今でも踊れるよ、覚えているよ」など会話をしながらご覧ください。昔の話をする
と脳の血流が良くなり認知症の症状もやわらぐと研究されています。

もちろん、体操もしてみてください!! 運動の前、途中、運動後には水分補給を忘れずに!!

DVDも作成しておりますのでご希望の方は地域包括支援センターまでご連絡ください。

■お問合せ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎22-9633

楽しくおうちで体操

「川辺音頭」「ふるさと中津」「美山の歌」
懐かしの馴染みの曲に合わせて楽しく体操♪
(くわばら りみ先生考案)
家族みんなで体を動かして免疫力を高めましょう!



<体操放送時間>
10:00・15:00・
19:00

※NHK体操 Eテレ月～日6:25(10分間)・総合月～金13:55(5分間)も要チェック♪(場合により時間変更することがあります)

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が 「うすい緑色」から『みず色』に変わります

令和3年7月31日(土)の有効期限満了に伴い被保険者証(以下、「保険証」という。)を更新いたします。新しい保険証は『みず色』です。7月中旬頃から順次郵送する予定となっております。

今回お届けする『みず色』の保険証はお手元に届き次第ご使用できます。それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。「うすい緑色」の保険証は8月1日以降使用できません。

○ 現在お持ちの保険証「うすい緑色」について

新しい保険証『みず色』がお手元に届き次第、「うすい緑色」の保険証は、下記お問合せ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※令和3年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください(住民税の各種控除後の課税所得額が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります)。

(例) 今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合
「3割(令和3年7月31日までは1割)」と表示されます。



■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041